

令和5年度第6回多良木町議会(12月定例会議)

招 集 年 月 日	令和5年12月5日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和5年12月12日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和5年12月12日		午前11時39分	
応招（不応招）	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
議員及び出席	1	○	宇佐 信行	6	○	久保田 武治
欠席議員	2	○	坂口 幸法	7	○	豊永 好人
○ 出席	3	○	林田 俊策	8	○	猪原 清
× 欠席	4	○	魚住 憲一	9	○	落合 健治
△ 不応招	5	○	源嶋 たまみ	10	○	前田 文
会議録署名議員	5番		源嶋 たまみ	9番		落合 健治
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅 川 英 司	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	日 田 雅 仁	生涯学習課	椎 葉 直 宏		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	住民ほけん課長	竹 下 政 孝		
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二	住民ほけん課	久 保 田 大		
	総 務 課 長	岡 本 雅 博	福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課		福 祉 課	大 石 ・ 湊 田		
	企画観光課長	林 田 浩 之	建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企画観光課	佐 々 木 英 人	建 設 課	大 森 博 範		
	危機管理防災課長	椎 葉 純	農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明		
	危機管理防災課		農 林 整 備 課			
	税 務 課 長	東 健 一 郎	産 業 振 興 課 長	小 林 昭 洋		
	農委事務局長	魚 住 雅 彦	産 業 振 興 課	那 須 隆 二		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第38号	一般質問 令和5年度多良木町一般会計補正予算（第5号） 多良木町議会議員の派遣について
--------	---

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(宇佐信行君) ただいまの出席議員は 10 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

本日はお手元に配付しておきました議事日程表のとおり議事を進めてまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 異議なしと認めます。

したがって、本日は配付しておきました議事日程表のとおり進めてまいります。

日程第 1 一般質問

○議長(宇佐信行君) それでは、日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

9 番落合健治議員の一般質問を許可します。

9 番落合健治議員。

落合 健治議員の一般質問

○9 番(落合健治君) おはようございます。それでは、通告に従い一般質問を始めます。

今回は、大きく 3 つのことに對して質問をしていきたいと思っております。質問の内容により、関係課長の答弁をいただくこともあると思っておりますが、そのほとんどが町長に向けた問答もしくは答弁になると思っておりますので、今回はですね、多良木町の首長としての覚悟と方向性を答えていただけたらと思っておりますので、吉瀬町長に町民へのメッセージとなるような答弁をよろしく願いいたします。

それでは、最初の質問です。中学校跡地の利活用をどうお考えか。1 番、現在の解体の進捗状況と跡地利用する際の考えられる問題点はをまずは答弁していただきたいと思っております。

○議長(宇佐信行君) これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長(黒木 庄一郎君) お答えいたします。

11 月末現在の全体的な進捗率は約 27%でございます。校舎棟、体育館については内部造作材の撤去、外部養生足場の設置を進めており、順次、上屋解体、基礎撤去に進んでいく予定であります。

そのほかの建築物・構造物については、校舎棟と並行して解体を進めており、既に大部分のフェンス、自転車置き場、部室棟、体育倉庫、武道場、樹木の撤去は完了しております。プールにつきましては、年明けから本格的な解体に入る予定でありまして、現時点では、令和 6 年 3 月 8 日を工期と見ているところでございます。

なお、跡地利用する際に考えられる問題点につきましては、以前から本町のハザードマップの浸水想定区域に指定されている立地にありますので、嵩上げが必要になります。

それを踏まえて建設課に確認しましたところ、専門的な観点ではあります但し体育館と部室の間から、正面玄関前のロータリーを経て、プールに沿って下水道本管が埋設されているので、跡地の活用次第では布設替えとまたはマンホールの嵩上げが必要になる。

また水路が三本、敷地内に存在していますので布設替え、嵩上げした場合は土圧に耐えられるかの検討が必要になるとの見解を得ているところでございます。

○議長(宇佐信行君) 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、中学校の跡地ということなのですが、あの場所は町の顔となる場所ですので、多目的総合グラウンドも含めてですね、どのように利活用、再整備していくのか慎重に見極めていきたいというふうに思っています。

令和5年度末には、ただいま課長が申しあげましたように建物の解体も終わりますので、来年度から役場内にですね、担当部署を設けて、専任のですね担当部署を設けてどういった機能が求められるのか、それから議会活性化委員会のほうでも論議をしていただくということをお聞きしておりますので、そういったご意見、ご指導をあおぎながら整備費用、財源も含めて検討していきたいというふうに思っています。

ご承知のとおり中学校敷地は、今、課長も言いましたが0.5から3メートルの浸水想定区域になっておりますので、こういった活用を計画するにしても一定の嵩上げは必要になります。これは衆目の一致したところで、あそこは多分、球磨川が氾濫した場合はですね、かなりの水が来るだろうということを皆さん心配しておられますので、嵩上げをしたいというふうに思っています。

次に建設課のほうの話をお聞きしてみますね、問題としてあげられます点は、問題点は、中学校跡地内には、ただいま課長も申しあげましたが用水路、農業用ですね。排水路、これ生活排水を流すところもあるということです。それから上下水道、それから井戸、送水管あたりがですね、かなり複雑に入り組んでおります。私もその図面を見せてもらいましたら、こんなにあるのかっていう、周りを全部囲んでるような形でそういうものがありますので、解体後すぐに嵩上げには着手できない状況があるということです。

また嵩上げ実施には、用水路の取り回しや敷設された送水管の移設も必要になってくる可能性がありますので、整備が完了するまでは、しばらく調査検討も含めて数年は要するのかなというふうに思っています。これは技術的な面でかなり困難な作業が伴ってくるかなということをお聞きしておりますので、埋立てに際して、こういう重要な社会資本をどうするのかクリアしなければならない課題がありますので。

ここらあたり住民の皆さんにですね、ご迷惑のかからないように慎重に話をしながらですね、していかなければならないというふうに考えてます。

さらに嵩上げ後の敷地の設計ですね、車の乗り入れ等もその後の利活用法とも関係しますので、冒頭で申しあげましたとおり、来年度からは利活用法について担当課の部署、担当課、どこに担当課するのかまだはっきりは決めておりませんが、そういう担当部署を設けて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） 自分の計画に沿わないようにかなりのことを答えていただきました。

非常にいいと思うんですが、検討内容として今ひとつ引っかかったのが、要するに嵩上げは決まっていると。ただ利活用と担当の部署はまだ決まらないと。

ということは、その利活用方法と嵩上げをするのは別プログラムでいいんじゃないかと私は思うんですけど、その辺については町長いかがでしょうか。

嵩上げが決まってるのであれば、嵩上げは嵩上げでできる。どう利活用するか、どうせ嵩上げは決まってるんですよ、嵩上げするのが。

自分は嵩上げするかどうかはどこで決める、どうやって決めるんでしょうかから始めるつもりだったんですけど、もう嵩上げが決まってるのであれば、嵩上げをする部署、もしくは嵩上げをするのと利活用の話はまだちょっと別になってくると思うんですけど、土地の整地・整備とは。その辺のスケジュール、もしくは何か考えがあればお願いします。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、嵩上げと利活用については、それは別でもいいと思います。嵩上げするのは、やっぱり技術的ないろんなノウハウがあると思いますので、そこらあた

りは建設課のほうと話し合いながら。その部署を作ってそれを話しながら、それから利活用についてはまた同時並行的に進めていけると。

議会のほうで活性化委員会作っておられますので、どういうふうな利活用をしたいというのは執行部のほうからいくつかご提案をしようと思っております。それだけにこだわらず、議会の方々のご意見も拝聴して、ご指導を受けながら一緒に協議していければと。

ですから今、落合議員おっしゃったように、同時並行でそれはもう全然構わないというふうに思っています。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） はい、同時並行でいいということで、私的には若干でもスピードをもって、町民の皆さんの関心がある事項だと思いますので、その動きがあること自体を示すことが非常に大事だと思いますので、その辺は非常に私としては何かいい答えをいただけたなと思っているところです。

2番はもうほとんど協議内容、活性化委員会等を使って、もしくは町民の意見を聞きながらということで2番は省かせていただきます。

3番のこれ大事だと思うんですが、さっき嵩上げするまでに大体2年から3年を要すると言われましたが、私はこの3番で町長の任期中に利活用の内容を決定されるのかどうか伺いたいと書いてますので、その辺についてどうお考えかお願いします。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） どういう順序でやっていくのかっていうのが質問がありましたので、そこだいぶ原稿を用意したんですけど、それはいいですか。分かりました。はい、それはまた別の日。いろんな順序があると思うんですけど、そこらあたりも答えましょうか。

今後の利活用方法、どういう順序でやっていくのかということなんですが、今後の使い方としてですね、これは担当部署を決めてから進めていくことだと思うんですが、宇宙ランドとかえびすの湯、あるいは総合グラウンド、野球場、ブルートレイン、石倉あたりの周辺の施設を一体的に利用していく施設とするのか、もしくは議員の方から今ご提案いただいております県南の防災拠点として使う、そしてまた全天候型の400m公認グラウンドという、いろんなご意見をいただいておりますので。

あるいはですね、TSMCのほうで今、県北のほうで飽和状態になってるということ、土地がですね、なかなか見つからないということを知っておりますので、企業は距離的なリスクを負って多良木町のほうに来てくれるのか、その辺り県のほうにご相談しながらですね、あそこを整地して、それを写真に撮ってこういう土地がありますと、3万平方メートルの土地がありますのでぜひ、そういうマッチングするような企業があればですね、来ていただきたいということも副町長のほうを通じて県のほうにはそちらを持っていきたいと。今すぐということではないんで、整地ができてからですね。

その場合に、町に人的資源はあるのかというのが一つ問題があつてですね。実は東京の不動産会社の方が、人吉市に災害ボランティアにこられたと。人吉市の現状を見て災害復旧に、この人吉市の復興に協力したいということで、100人規模の募集をされたんですね。ところが集まったのは10人ぐらいだったというのがこの間、新聞に載ってました。コールセンターらしいんですけど、不動産会社も撤退したというのがありますので、人的資源がちょっと心配なところはあります。

しかし、その辺り慎重に考慮しながらいろんな案を出していただいて、可能性を模索していく必要があるというふうに思っております。

これからの順序としましては、前段で申し上げた問題点を全てクリアした後に嵩上げをすることになると思うんですが、嵩上げに際しましては、現在、国と県におきまして、国土強靱化予算を使って球磨川の支流と球磨川本流を河道掘削をしておられますので、その掘削し

た土を中学校の敷地に入れたいというふうに思っています。これは前、議員のほうからもご提案をいただいております。

土を搬入するためには、搬入する前に搬入した土が流れないように土を止める場所も作らなくてはならないと思いますし、そういうものを事前に準備しておかなくてはならないということがあります。そしてある程度、搬入が終わりますと土が固まり地盤が安定する時間が必要になってくると思いますので、これらの日数を考えますと、中学校跡地に例えば構造物を何か建てる状態になるまでは、あるいは企業等誘致するようになるまでは多分、何年か要するのではないかなというふうに今思っています。

その間、議会の特別委員会でもご議論いただいておりますので、執行部もそのご指導をあおぎながら、10年、20年先をですね、見据えたパースペクティブな透視図的に見たときに、中学校の跡地をどう活用していくのが町のために最もいい方法なのかを皆さんと一緒に話し合っていければというふうに思っています。

で、今、町長の任期中に活用を決定するのかどうかというご質問がありました。こちらでも続けて答弁したいと思うんですが、例えば人の性格として一度やり始めたらもう絶対方針を変えないという、そういう方もいらっしゃるんですが、町のために一番いい方法で活用していくにはどういうふうな使い方がいいのかということですね、それよりも例えばある方法があつて、しかしそれよりもいい方法があるということであれば、皆さんで執行部も含めて論議をしながら、議会の皆さんと相談をしながら、そこは柔軟に対応していこうと思つてます。

例えば、ある一定の利用法でこういうふうにいきましょうというのを、合意を例えばできていたとして、そこに利害関係が重ならないような状態ですね、話し合いをしながら今後、その方向に進むだろうという時に例えば、その意思決定の前に突然ですね、3万㎡の土地を企業が欲しいと言ってこられた場合、前段で計画をしていたことができなくなるという場合もあるかもしれませんので、そういうときは、そういう可能性はないかもしれないですけどね、企業。例えば利活用をある程度想定した後に、企業誘致あるいは別のものでもいいんですが、町の進むべき最適であると議会の皆さんと執行部また住民の皆さんが判断できるような、希望ある案が提示されたときにはですね、そちらのほうを採用するというのもこれはありますので、それからさらなる協議の場が必要になってくるのではないかなというふうに思っています。

このあたり優柔不断ということではなくて、よく話し合つて、多良木町の一番メインになる土地ですので、大事に協議の場を作っていく必要があると思います。

私の現在の任期はですね、令和7年の2月18日です。それまでに決定したいという意欲は持ってますけれども、何分、残り1年2ヶ月ほどしかありませんので、そういう時間軸から想定しますと、そこは柔軟に協議の場が出された最良の案をですね、採用していきたいというふうに考えてます。もう頭から決めることはしないということですね、話し合つて決めるという。

ご質問の任期中に活用方法が決められるかどうかというのは検討の進捗によりますけれども、利活用方法だけではなくてですね、整備費用の試算、それから多良木町の財源なども余裕を持って検討する必要があるというふうに思っていますので、そこらあたりは皆さんと一緒に話し合いながら、進捗を見ながら最良の方法をとっていきたいというふうに思っています。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） はい、この利活用については、現在の時点ではですね、それが答える最良の答えなんだと思います。若干と言え失礼ですけど意欲が見えましたので、動きが見えるように皆さんと協議しながら、議会のほうにも活性化委員会のほうで話し合つていながら提案できながら、決定できればなと思つているところです。

では、2番目のほうに移っていきたいと思います。えびすの湯の今後について。まず1番ですね。委員会に付託され、12月中にも答申がなされると聞いたが、それを受けて町長はいつまでに方向性の決定をされるのかですが、前回ですか前々回ですかね、この決定をするのかしないのかを私は町長のほうに質問した際に、誰かが決定しなければならないという答弁をいただいたと思います。

もちろんその誰かとは、もちろんご自身で言われたように吉瀬町長だと思うのですが、答申もこの12月議会後に提出されると昨日の同僚議員の質問に答弁としてありました。そこで、いつ決定をなされるのか、どういう利用法をされるのか伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、えびすの湯のこれからの方向はということでご質問ですが、えびすの湯については、諮問をお願いしましたのが令和4年の12月15日にまちづくり推進委員会に諮問いたしましたので、答申まで約1年ほど期間をかけて慎重に調査・検討を行っていただきました。

今般ですね、議会後に答申していただくことになりましたので、専門部会の委員の皆さんにはですね、心から感謝を申し上げたいというふうに思っています。

それに今回、議会の皆さんのご賛同をいただいて条例を改正しましてですね、来年の1月から値上げをさせていただくということになりました。えびすの湯はですね、平成8年の11月1日にオープンしましたが、開館当初から黒字になったことは一度もないということで、これは福祉目的という意味もありますので、これはもうやむを得ないことかなというふうに思っていますが一度も黒字になったことはないということですね。

なおかつ、いろんな事情はあったと思いますが27年間、これまで一度も値上げをされたことはありません。今回、初めて27年目に議会の皆さんのお許しをいただいて値上げをさせていただきましたので、まずこれが第一歩だというふうに今思っています。

専門部会の委員の皆さんの答申に敬意を表する意味でもですね、まずは答申をちょっと深く読み込んでさせていただいて、諮問をじっくり検討させていただくことからまずは始めたいというふうに思っております。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） はい、もちろんですね、答申のほうが出るのであれば、その答申に従ってとは言いませんが、どれぐらいの重点を置いてするかもちろん今、吉瀬町長が答えられたように重心のとり方ですね。その答申を得てその反対なのか、その辺は難しいところだと思うんですが。

自分もこれが出るのかどうかはちょっとわかんなかったんですが、資料請求としてえびすの湯の専門部会の協議内容を大まかではありますが、資料としていただきました。この中でですね、アンケートの結果の聞き取りだったり、複合化の検討だったり、様々な検討をまちづくり推進委員会とは別に専門部会として話をされているみたいです。

そこでなんですが、答申を出した後でですね、どれぐらいの重点をもって、アンケートは皆さんもここにいる皆さんもお分かりのように、要するに黒字が全く出ていない状態で、赤字先行なんですけどもアンケートでは続けてほしいというほうが多かったと。

答申のほうはまだ私は結果は知らないんですが、全体の答申がどちらに傾くかでまた変わってくると思うんですが、町長が例えば一回、私に言われたときは3,000万ほどの赤字、2,000万から3,000万程の赤字であれば、福祉目的ということでそれは赤字じゃないだろうというお答えをいただきました。

そこでその答申の結果を受けてですね、もし答申が閉館のほう、答申がもしくはそのまま続けるほう、複合化のほう、その重心のほうはどのぐらいの程度をもって考えておられるのか、そこを答えていただければと思います。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） あとの質問はまたあるんですね、はい。この間、落合議員の質問にご答弁した時の気持ちは変わっておりません。誰かが決めなくてはいけないということです。それが私かどうかっていうのはまだ分からないところなんです。

ただ答申が出た、だからその答申どおりについてということではないかなというふうに思います。そこにはある一定程度のこれから先の多良木町を見据えたビジョンが必要だと思いますし、先ほど言われたアンケートの結果です、アンケートの結果は町の中心にある施設なんで何らかの形で残してほしいということ。これは分かります。

しかし今のままでは、やはりこれはもう絶対まずいと思いますし、町のほうもそんなに予算的に余裕のある状態の予算ではありませんので、だからそこはやはり何ていうんですかね21%はもう完全に廃止してくださいというのがありました。66%ぐらいだったですかね、残してほしい。

形は変えても何らかの形として残すにしても、しかし極力、赤字の部分はカットするような、これは多分、後でご批判を受けるかもしれませんが、しかしそこは先ほど言いましたように、誰かがやらなくちゃいけない部分だと思いますので、残すという部分については残していきたいと思います。しかし今のままでは残せないというふうに思っています。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） 今言われたようにですね、町長のしっかりした決定権を持ってですね、決めていただきたいと思います。

そこでこの2番目に移るんですが、決定されたうえで、町民への説明はどのようにされるのかですが、これは先ほどもちょっとあるんですが、答申のもしかしたら決定の反対に行くかもしれない、逆に言えば答申に沿っていくかもしれない、その辺は分かんないんでしょうけど、町民への説明としてですね、先ほど言われたように10年後、20年後の答えを見据えて多分、町長は結果を自分なりの結果を出されると思うんですが、その説明として町民の方もものすごくその温泉施設、ど真ん中の温泉施設がどうなるか、ものすごく興味のあることだと思います。

どのようなプロセスを経て説明をされる、もしくは1番にもかかってくるんですがいつ決定されるのかですね、答申を今からどれぐらい読み込んでどれぐらいで決定されるのか、その期限ですね。

自分で誰かが答えを出さなければならない、もしくは任期が先ほど言われたように1年ちょっとってもう決まっている以上、どこで結果を出すかはもうそろそろ答えるべきだと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、これまで27年間、前町長、前々町長決めてこられなかったもので、私がここ何か月ぐらいで決めるというのはちょっと難しいと思いますので、ただ答申がどういう答申になるのか、今のところ事務方から聞いている断片的な情報しかありませんので、新鮮な気持ちで読んでみたいと思っていますので、それを見てません私。

先ほどと同じ答弁になるかと思いますが、答申を読ませていただいたうえで、議会の皆さん方にご相談をして方向性を決めたいと、こういうふうにしたいんですけどっていうのは私から言いたいと思います。思っておりますので、その辺りは、その時はですね、私の決断を促すようなバックアップをできればお願いしたいというふうに思っています、はい。

住民の皆さんへの説明につきましてはですね、まずは広報で答申された答申の内容をですね、住民の皆さんに知っていただきたいと思いますので、広報に全文掲載をしたいというふうに思っています。こういう答申が出ましたということをですね。

そして、住民の皆さんにそれを知っていただいたうえで、地方公共団体の経営財務マネジ

メント強化事業というのが担当課に聞きましたらあるそうですので、こういう事業を使って専門家に調査を依頼した後に、基本構想や基本計画の策定に取りかかるということを考えてます。

議会の皆さんと十分時間をかけて協議をさせていただいて、合意できる一定の方向が決まりましたらですね、そういう方向についてまた再度、丁寧に広報で議会の皆さんとの話合いのうえでこういうふうになりましたということをご皆さんにお知らせをして、周知が行き届いた段階で研修センターあたりですね、説明会を開きたいというふうに、そういう段階を踏みたいと思っております。

方向性については、執行部のほうで答申案に基づいたいくつかの提案をさせていただいて、そして議会の皆さん方も一緒に考えていただいて、多良木町の中心にある施設をこれからどう有効活用していくのか良い案をですね、さっきのグラウンドと一緒になりますけど積極的にご提案いただいて。

えびすの湯は現在のように毎年巨額ですね、4,000万、今年は5,000万を超える赤字が出るということですので、そういう赤字を垂れ流す施設ではなくて、住民の皆さんに広く利用していただける町の中核的な施設として生まれ変わることができると思いますので、そういう方向で進めていきたいと思っております。

で、議員がいつまでに決めるんだというのは、ちょっとそこはご容赦いただきたいと思っております。なるべく早く決めていきたいと思っております。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） はい、今答えられる分ですね、町長の考えを聞けたとは思いますが。

私としてはその決定を誰かがしなければ、決定しなければならぬの答えがもし吉瀬町長であるならば、決定するだけではなくてですね、任期中にある程度の方向性、もしくはどういふふうなことをするというのまで出すのであれば、若干はやっぱり余裕を持たないと、答えを出しておいてもらわないと。

もしその任期中で終わるときにですね、こういうふうにご決定しますでそこで辞められたんでは、それは自分で責任をとったことにはならないと思っておりますので、やっぱり1年か半年か、できれば私的には余裕を持っていただいて決定をされる、もしくはそのぐらいの半年でもですね、任期中に半年ぐらい余裕を持っていただいてその多目的センターであれば話合いをそれぐらいまでには開いていただける覚悟を示していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今のままでは、ちょっとずっと赤字を出すだけの施設になってますので、今のままではいけないというのは多分ですね、答申案の中にも出てくると思えます。専門部会も多分、そういうふうな方向は考えておられると思っておりますので。

そういうふうになった場合はですね、例えば、あそこで仕事をして、働いていらっしゃる方もいらっしゃるし、今までの3か月券を使ってずっと入っておられる方もいらっしゃいますので、余裕を持って。

例えばですよ、改修をしなくてはいけない場合は、あそこを止めなくてはいけないですよ。ですからその前、その例えば1年後にあそこを改修に入ります、計画はこうですっていうのをやった場合に、そこをご理解していただかなくちゃいけないですね。

そこまでは自分で何とか早めに決めたいというふうに思っておりますが、何分、実際動いている施設ですのでですね。ずっとあそこに勤めていらっしゃるって頑張っておそこを清掃したり、お客さんの受付とかいろいろこう難しい仕事をして、なかなか対面で難しいですよ。そういう仕事をやっていただいている方々には本当に感謝してはるんですが、そういう方々の仕事を一回止めなくてはいけないという事態が出てくる可能性もありますので、そこあたりは事

前にですね、ちょっと余裕を持ってお話をさせていただけばというふうに思っています。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） はい、私には覚悟をしていらっしゃると見受けられましたので、えびすの湯についてはですね、自分の任期中のことも十分考慮されてもちろん決定していただけるものだと思っているので、その辺はできるだけ余裕を持ってですね、決定していただければと思います。

まだ今の段階で質問できることじゃないですが次の意欲もあるのかなと若干思うので、まだ質問がですね、次回の、次回に。任期が延びてしまえば別にそんなに急ぐ必要もないとは思うので、まだ早いとは思うんでその質問はしませんが、意欲を持ってですね、取り組んでいただきたいと思います。

では2番終わって、3番のほうに進んでいきたいと思います。本町の今後の公共交通事情について質問いたします。

1番の人吉・球磨地域で公共交通網形成計画を元に路線バス等の見直しがされているが、本町のかかえる課題をどうお考えかを質問しますが、本町の交通の、公共交通といえば九州産交バス、くま川鉄道、タクシーですが、これから2年後、産交の方にもちょっと聞いたんですが、計画としてはまだぼやっとしている状態だそうです。これから2年後もしくは4年後には今の計画でいくとバスはあさぎり町、もしくは錦までしか産交バスが来ないと。

それはやっぱ何ですかね採算がとれないところは、もう今からいろいろ産交バスも高速バスの運用を長くしたりとかいろいろ努力したけど、なかなかこう採算がとれないということでそういう計画が上がってくるんじゃないかという話でした。それがもういろんなところに漏れ聞こえて、人吉の公共交通道路網ですかね、そちらのほうに影響しているんだろうという話をちょっと聞いてきました。

そこでですね、アのほうに移っていきます。町が現在もっている情報はどのようなもので、計画などはされているのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田 浩之君） それでは、お答えいたします。

人吉球磨地域では、新型コロナウイルス感染拡大の影響や令和2年7月豪雨による鉄道路線の甚大な被害等、地域公共交通を取り巻く環境の変化を受けて、平成27年度に策定された地域公共交通網形成計画の見直しを行い、令和4年3月に人吉・球磨地域公共交通計画が策定されました。

この人吉・球磨地域公共交通計画の基本方針は、豪雨災害からの復興、地域の持続的発展の基盤として地域に必要・利用してもらえる地域公共交通への再デザインとなっております。

この基本方針に基づいてJR、高速バス、くま川鉄道、路線バスを活用し、幹線と支線の地域公共交通ネットワークで結ばれた状態を将来像として計画されております。

具体的には、くま川鉄道全線開通時の将来像として、地域間幹線系統路線バスとくま川鉄道のサービス圏が重複するあさぎり駅から湯前駅間における地域間幹線系統路線バスをコミュニティ交通とする見直しが計画されております。

この人吉・球磨地域公共交通計画や地域の実情等を踏まえ、多良木町の地域公共交通計画の検討を行うため、令和4年10月から本町の職員で組織する地域公共交通プロジェクトチームにおいて見直しを行ったところです。

さらに多良木町地域公共交通会議設置条例に基づき多良木町地域公共交通会議を開催し、計画書の素案についてご協議をいただいたところです。そして令和5年7月に多良木町地域公共交通計画を策定しております。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） はい、今課長のほうから説明をいただきました。

私も多良木町がですね、地域公共交通計画を5年の7月にですね、作っていることを知りませんでした。こういうものを作っていただきたい、もしくはこういうことが話し合われてるのかを元々質問したかったんですが、これができ上がってるということで、ちょっと面食らったところです。

この内容につきましてはですね、多良木町の中身ですね、中身のことに触れて、もちろん触れてあるんですが、中身のほとんどがタクシーのことですね、内容がタクシーのことですので、これは同僚議員がですね、まだ後に控えていますのでその辺は質問はしないんですが。

私がですね、この人吉・球磨の公共交通網で一番危惧してるのはですね、町長がくま川鉄道を軸に考えていらっしゃるのか、それともそのバスなのか、それともタクシーを幹線の主導として見ておられるのか、それで大分変わってくると思うんですね。

自分の考え方としてお年寄り、要するに病院と買い物。すと駅を加えると駅に行く手間が増えるっていうか。でもくま川鉄道にずっと支援をしている以上、支援て言ってよかったですかね。その災害復興の支援をしている以上は使う必要もあるんだろうと。その辺についてどうお考えか質問したいと思います。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） ただいま課長が答弁しましたとおり、令和4年の3月にですね、人吉・球磨地域公共交通網作成計画というのが策定されてまして、この基本方針は地域に必要・利用、必要でしかも利用していただける地域公共交通へのデザインというふうになってるんですけど。

ここがポイントで、必要であって、必要ではあるけれども利用しないっていう場合もありますので、必要であってしかも利用してもらえるっていうふうに持っていくためにはどういうふうにしたらいいのかっていうことを今ずっと考えて、皆さんで考えていただいている、なかなか結論が出ないところなんです。

将来像としてはですね、公共交通のネットワークを結んでそれを地域が利用していくという、図式的に言えばそういうふうな形になってるんですが、実際そうなるかどうかというのは、これはちょっとこうなかなか厳しいところではないかなというふうに思います。

先ほど言われた7年度末にはですね、このネットワークを結ぶ一番の基幹的な交通機関になりますくま川鉄道が7年度末には全線開通します。湯前から人吉までですね。この全線開通が予定されてますが、繰り返しになりますが、町もこれを受けて、条例に基づいてですね、先ほど課長言いましたが令和5年の7月に多良木町地域公共交通計画というのを策定しております。

公共交通を維持というのは本当に課題が山積してるんですね。議論される時に皆さん事情はみんな分かっておられるんですよ、議論する前からですね。本当にこれ話しにくいんですが、私が例えば改めて答弁することでもないような気もしますが、皆さんが公共交通を利用されれば問題はもう一挙に解決するんですが、皆さんが公共交通を利用されないところにこの論議の一番難しいところがあると思うんですね。

で、公共交通を利用されるのはどういう方々かということを考えてみましたときに、免許を持っておられない方が公共交通を利用されるということです。免許を持ってる人は公共交通を使わない。使ってほしいんですけど使わないということですよね。ですから、こういう車の免許を持っている方々が余程のことでない限り公共交通、観光では使われるかもしれませんがですね、利用されることはないということがもう既に分かっておりますので。

くま川鉄道からですね、この答弁を作成するに当たってちょっと情報をとってみたら、令和4年度の情報なんですけど、乗降客の中で、乗り降りする人たちの中で定期券以外の一般の乗降客がですね、年間5万6,000人だそうです。これに対して通学定期の高校生ですよ

ね、主に。の乗降客数は39万8,000人。40万人ぐらいいるんですね。一般乗降客の約7倍の人たちが、圧倒的多数は子どもたちがこれを使っているということです。このほかに6,000人の通勤定期という方もいらっしゃるようですが、周知の事実として、くま川鉄道は通学のための鉄道であるということが言えると思います。

で、私たちなんですけど、私たちは例えば東京とか関西方面に行く場合には、車で鹿児島空港まで行って飛行機で行くんですね。で、熊本市内行く場合は大体、高速使うし、一部の方はバスを使われる場合もあるかもしれません。で、福岡とか岡山あたりに行くんだったら新八代まで車で行って新幹線を使うという、そういう利便性がありましてですね、くま川鉄道も肥薩線も使わないんですよ。ここが非常に厳しいところかなというふうに思っています。

で、バスに至ってはですね、空の産交バスが走ってる後ろを保護者の方が子どもさんを乗せて走ってるような感じになってますので、なかなかそのそういう免許を持っていない方だけが利用しているのが公共交通ということになれば、先ほど議員が言われたように、やはり乗り合いタクシーとかタクシーとかそういう形になってしまうのかな。

今は実際、乗り合いタクシーについてはですね、多良木町でも運行してますので、槻木から多良木までは片道300円、他のところ回るのは100円ということなんですけど、これは予約をしないと乗れないというのがですね、定期便ではないのでちょっと不便なところはあるんですけど、そういうことになってるので、非常に何て言うんですかね矛盾を感じながら皆、論議をしているというのが本当のところですよ。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） はい、町長にですね、今、本町がかかえる課題まで答えていただけたと思います。

私がですね、くま川鉄道に重心を置くかどうかを聞いたのは、要するにその先ほど言われたように、実際に車を使わない免許返納の方とか、車の実際運転できなくなった方とか、もちろん人数は少ないと思います。でもその公共交通機関があって使わないのと、なくて使えないのじゃまたこれは町としての意味合いが違ってくるのかなと。

そこで私はちょっと観点は違うんですが、これから先、小学校、中学校のスクールバス等も多分、この町は、多良木町本町はですね、必要になってくると思います。これから先の4か町村ですね、あさぎりはもちろん持ってますし、水上、湯前、もちろん今から必要になってくると思います、どこの市町村もですね。そこでそんなのを利用してですね、産交バスまではいかなくとも、何かそういうのを多良木町が中心となってですね、計画をする気があるのかどうかを聞きたいんですが。

それはなぜそうなったかという、元々この多良木町の地域公共交通計画っていうのを策定しているのが山江と人吉と多分、新しいのが持っているのは多良木町だけなんですよ。錦あたりでも平成22年とか、もう相当そういうのは関係なく話し合われていません。人吉球磨の公共交通網としては。

なので、こういうのを多良木町が作っている以上、4か町村の代表もしくは中心としてですね、町長にその話合いの場を持っていただく心づもりあるかどうかをちょっと伺いたいんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 全体的な公共交通というのは人吉から水上まで入っておられるんですよ。ただこの多良木町が作ってる分については外れてる分もありますので。

ただ今、落合議員言われたようにですね、今から先は高齢化がどんどん進んできますので、特に多良木町も43.8%、まだ今増えてるかもしれませんが43.8%ですので、もうやがて半分は65歳以上の方々ということになってしまいますので、それは当然必要だというふうに思います。

巡回バスですよね、そういうものをいろんなところで財源を出し合って、将来的にはそういうものを独自で、4か町村でもですね、あさぎり町も、あさぎり町の免田以外はもうずっとこう離れたところが多いということです、それはもう当然作っていかなくてはならない。今いろいろ必要な検討されている段階ですので、それは各町村長ともですね、それはこれから話し合いをしていきたいというふうに思っています。

若い人がいなくなって高齢化になってきて買い物に行けないとか、それから病院に行けないとか、そういうのになってくるとやっぱりそれは行政の責任だと思いますので、そこあたりはみんな考えていい案を出していければというふうに思っています。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） はい、えっとですね、これもうア、イ、ウと書いてありますが、もうアもイもウも大体答えをもういただいていると思います。

このですね、多良木町の地域公共交通計画のほうにこれから踏み込んでいかなければならないんでしょうが、あとは同僚議員に任せてこれで。

町長にですね、公共交通も先ほど言ったように少人数だから、公共交通使わないからなくしていいってものではないと思いますので。例えば移住者がいたときに、公共交通機関はと聞かれたときに、いや多良木町は公共交通機関何もないよというのと、バスが走ってるよ、電車が走ってるよではまた違うと思いますので、その辺も十分考慮したうえでですね、もちろん協議をしながら話をしていっていただきたいと思います。

それではこれで私の一般質問を終わります。

○議長（宇佐信行君） これで、9番落合健治議員の一般質問を終わります。

ここでちょっと時間がですね、早いんですが、一旦ここで暫時休憩をとりたいと思います。

（午前10時48分休憩）

（午前10時55分開議）

○議長（宇佐信行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、10番前田文議員の一般質問を許可します。

10番前田文議員。

○10番（前田文さん） 改めまして、こんにちは。当選後初めての一般質問をさせていただきます。落合議員よりバトンパスしていただき、さらに緊張していますので、どうか温かい目で見守っていただければと思っています。

今回の質問は、なりたての私に地域の方からお尋ねいただいたことをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

それから、今から質問する内容は、政策の根幹に関するものでありますので、質問の許可をお願いします。

○議長（宇佐信行君） はい、許可いたします。

○10番（前田文さん） 質問、高齢者の外出・移動について。

1、少子高齢化や過疎化が進行するなかで、日常生活に必要な買い物や通院等に困っている高齢者が年々増加をしています。高齢者の外出・出動手段の確保は、近隣の自治体を含めて喫緊の課題となっており、より一層の取り組みが求められます。

高齢者の移動手段として、バスやタクシー等の公共交通が考えられますが、それだけでは移動のニーズが必ずしも満たされていない地域も多いのが実情だと思います。

湯前町では、高齢者等移動支援助成制度という事業があり、1、タクシー助成券、年間2万4,000円分。2、タクシー助成券1万2,000円分及び産交バス上限8,000円。3、産交バス乗車助成金上限8,000円と、三つのメニューから選べます。条件は65歳以上で町内に住所がある方、免許をお持ちでない方。詳しくはホームページに載っています。令和4年度の実績として421名の方が申請され、653万3,000円分の助成。

ほぼ通院のために使用されているとのことで、大変喜ばれているとお聞きしておりますが、本町でもこのような制度を取り入れることができないかお伺いします。

○議長（宇佐信行君） これより町長、関係課長の答弁を許可します。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） それでは、お答えいたします。

まず私からは、高齢者等の移動支援事業につきまして、過去に湯前町と同様の事業を実施した経緯がございますので、その当時の状況に関しましてご説明申し上げます。

事業の名称は、福祉タクシー料金助成事業でございます。この事業は、心身に障害を持たれている方、または80歳以上の高齢者の方が町内のタクシー会社のタクシーを利用される場合、タクシー利用1回につき500円を助成するもので、年間12回まで利用することができます。

利用に当たっては、事前に事業の対象者として登録していただいた後に、町から福祉タクシー利用有資格者認定証と福祉タクシー利用券1枚当たり500円の利用券を12枚発行いたします。利用者は、タクシー利用1回につき降車時に利用券を1枚タクシー会社に渡し、その後、タクシー会社からタクシー券利用分をまとめて町に請求していただき、タクシー会社に支払うことで助成を行います。この助成の方法は、湯前町の移動支援事業も同様な方法のようでございます。

この事業につきましては、平成25年度から事業を実施しましたが、想定の2割程度の利用しかなく、平成27年度で事業を終了しております。事業は終了しましたが、その当時、代替事業について検討がなされ、80歳以上の高齢者の方に対しましては、平成27年度から年間1人当たり6,000円を支給する長寿年金事業を。障害者の方につきましては平成28年度から、その当時実施しておりました障害者等福祉手当支給事業の支給の要件に重度の障害者等の要件を追加しまして、それまで一律5,000円を支給していたものに、追加の要件に該当する場合には5,000円を上乗せして支給する事業に変更し、現在もそれぞれの事業を実施している状況にあります。

ちなみにではございますが、福祉タクシー料金助成事業を実施した当時の事業費につきましてご説明申し上げますと、平成25年度が205万4,500円、平成26年度が280万円、平成27年度は高齢者等の支給につきましては長寿年金のほうに移行しておりますので、障害者の利用分としまして38万3,500円を支給している状況でございます。

また代替事業としまして、現在、実施しております長寿年金事業及び障害者等福祉手当支給事業のここ直近の事業費につきましては、令和3年度が970万6,000円、令和4年度は961万2,000円という状況でございます。

○議長（宇佐信行君） 10番。

○10番（前田文さん） 10年ほど前の取り組みで実績が少なかったとのことでしたが、その当時と比較して高齢化率も高くなっていると思いますし、運転免許証を返納された方も増えているのではないかと推定します。

どのくらいの需要があるか、あるいはどんなことに困っておられるか把握するために、アンケート調査などで改めて検討する必要があると思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、内容を見てみますとですね、福祉タクシーを6,000円分の利用が少なくなったのでという今、説明が課長言いましたが、それが敬老年金の支給になったということです。

福祉課のほうでちょっと調べてもらいましたら、平成26年の12月12日に議員発議で議員の皆さんが敬老年金支給に関する決議というものを出しておられます。その中で支給額に対して、いろんな論議があったようです。タクシー券と年金の両方を支給したほうが良いと

いうご意見もありましたけれども、支給するんだったら、例えば1万円支給したほうがいいのか、そういう論議の内容を読まさせていただきましたが、あったようです。

いろんな論議がなされた結果、一律6,000円を敬老年金として支給すると、80歳を超えた方ですね。この6,000円の中に、その当時の考え方ではタクシー券も一緒に含まれるというふうな考え方のようです。

議員発議の論議はですね、こういうところに大体収れんされてましたので、これを受けて80歳以上の方には年間6,000円の長寿年金事業を、長寿年金を差し上げるということと、障害者の方には一律5,000円の障害福祉手当を実施してたんですが、これを重度の場合にはこれを1万円にして支給すると。これは重なってる場合もあるもんですから、お年寄りと障害者の方がですね。金額的には福祉タクシーが多いときに280万円支出していたということ。だんだん少なくなってきた、さっき課長申しましたように最後は38万円になって、これが、これをやめて長寿年金事業を始めたことによって、障害者の方と80歳以上の方なんですけど、一気に900万円になって、障害者の方々の福祉手当を合わせますと、大体1,000万円くらいになったという結果が出ております。

これらの支給されたお金の一部は多分、タクシー券として利用されているんじゃないかというふうに思いますので、この長寿年金事業と障害者福祉手当支給事業の額を縮小してですね、タクシー券に充てるのであれば財源が出るとは思いますけれども、こういうのはなかなか1回始めたらやめられないというのがあるもんですから、すぐに復活というのはですね、やはり乗り合いタクシーあたりのことも考えて、どんなにしたらそういう困ってる方々を不便のないような形でもっていけるのかということ、もうちょっと議論を深めていければというふうに今のところは思ってます。

○議長（宇佐信行君） 10番。

○10番（前田文さん） そうですね、財源の問題であれば、先日、久保田議員質問の中の重点支援交付金を利活用できるんじゃないかと思っておりますので、ご検討いただいて、皆様に喜んでいただける事業になりますよう、町長、執行部に期待して次の質問に移りたいと思います。

2、乗り合いタクシー運行開始後、現在に至って、利用者の減少が見られるが、どのようなことが原因と考えられるか。

本町では、鉄道やバス路線以外の交通空白地域をカバーし、交通弱者と言われる方たちの支援するため、低料金で利用できる乗り合いタクシーを運行していただいております。多良木町地域公共交通計画に利用の推移が掲載されていますが、直近の3か月における平均利用者数が142人ということで、このまま推測すると、令和5年度は約1,700人。令和3年度とほぼ変わらず、この制度が始まった頃からすると随分と減少しているのではないかなと思っております。

先日、ある方のお話によると、乗り合いタクシーがあることは知っているが、タクシーが通る広い道までは出なくてはいけないのがねというようなことを言われました。

このタクシーは決まった路線でなく、区域内の運行ではなかったかと思いますが、いかがですか。

○議長（宇佐信行君） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田 浩之君） それでは、お答えをさせていただきます。

まずこの乗り合いタクシー制度について、少しご説明をさせていただければと思います。

多良木町ではですね、かつて槻木線に産交バスが運行されておりましたが、運行廃止後は町営のバス、この時、えびす温泉号と言ってましたが、こちらを代替の公共交通として決められた路線運行を行っておりました。

しかし、より安全な公共交通運行のために町営バスと同じ6つの路線、これは宮鹿野線と

奥野線、あと柳野線、中原線、赤木線、槻木線、こちらのエリアでのですね、6路線でタクシー業者に委託して予約制による乗り合いタクシー、えびすふれあい号を平成21年10月からスタートしております。

この乗り合いタクシーの運行については路線別に、槻木線は月曜日から金曜日まで毎日。その他の路線、5つの路線ですね、そちらは週に2回の運行日を設定しております。ですが予約制ですので、予約がない場合は運行いたしておりません。

ちなみに予約の方法はですね、専用の受付電話を用意しております。そちらに連絡していただくことで利用が可能となります。

利用料金につきましては、槻木線が1回、これ片道になるかと思いますが、こちらが300円。そのほかの5つの路線は1回につき100円ということで設定をしているところです。

少し簡単ではございますが、乗り合いタクシーの制度についてご説明をさせていただきました。以上です。

○議長（宇佐信行君） 10番。

○10番（前田文さん） では、乗り合いタクシー制度について、どのようにお伝えしていらっしゃいますか。

○議長（宇佐信行君） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田 浩之君） それでは、お答えいたします。

この乗り合いタクシーについては、令和元年9月にですね、多良木町公共交通ガイドブックというのを作成しまして、このガイドブックにはですね、くま川鉄道、また路線バス、こちらの時刻表の情報等も盛り込んだうえで作成しておりますが、全世帯に配布を行っているところでございます。

さらにですね、高齢者の免許返納支援のためにですね、行っている乗り合いタクシーの無料回数券交付時にですね、この多良木町公共交通ガイドブックにより利用の方法もご説明させていただき、あわせて冊子のほうもですね、再交付を行っているところでございます。

こういったところで乗り合いタクシーの制度を周知しているところでございます。

○議長（宇佐信行君） 10番。

○10番（前田文さん） 私もガイドブックを見せていただき、説明していただくと理解はできました。

そこで、乗り合いタクシーの運行状況をお尋ねします。

○議長（宇佐信行君） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田 浩之君） はい、それでは乗り合いタクシーのですね、運行状況についてお答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたが、令和5年7月にですね、多良木町地域公共交通計画を作成しております。この作成に伴いまして、住民の方々にアンケートもとっているところです。そこで利用状況や、また路線ごとの利用状況も把握しておりますので、そういったところも含めたところでの内容をですね、ここで報告をさせていただければと思います。

平成21年10月からですね、予約制乗り合いタクシーの運行を開始しておりますが、平成22年度の8,345人の乗車数をピークに、平成27年度までは6,000人以上をキープしておりました。しかしですね、令和3年度の利用者数は1,538人と、ピーク時の18%まで減少をしていることが分かりました。

平成28年度と令和3年度の利用者推移を見ますと、槻木線が1,663人から479人。柳野線が1,269人から224人。宮ヶ野線が674人から495人。赤木線が462人から87人。奥野線が1,158人から196人。そして中原線が316人から56人となっております。減少が大きいのは奥野線で16.9%、次いで柳野線と中原線が17.7%となっております。宮ヶ野線だけはですね、73.4%と緩やかな減少で推移しているところでございます。

それから調査も行っているということで言わせていただきましたが、乗り合いタクシーの今後について調査したものを報告させていただければと思います。これはですね、現在は利用者少ない状況ですけれども、どのような改善点があるのかを調べたものでございます。

乗り合いタクシーの今後の利用意向についての調査ではですね、運転できなくなれば利用するという方が36%。家族、知人の送迎がなくなれば23%となっております。合わせて6割の方がですね、そういった移動手段がなくなれば利用したいと回答されておられます。

それから利用法についての調査では、利便な場所での乗り降りができれば利用したい。また予約が不要ならばなど、通常のタクシー運行方法を希望されておられるのが分かりました。

また便利な場所の具体例はですね、自宅が多く、次いでスーパー等の買物に便利な場所、それからあとまた運行時間についてもですね、午前の便、午後の便があるんですけれども、その隙間を埋める時間を希望されているということが分かったところでございます。

調査から見えてきた状況は以上ようになります。

○議長（宇佐信行君） 10番。

○10番（前田文さん） ということは、この制度の周知がもう少し足りないのではないかなとも思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宇佐信行君） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田 浩之君） それでは、お答えいたします。

先ほどのですね、言いました多良木町地域公共交通計画のアンケート調査でもですね、そういった認知度についても調査を行っております。

この認知度の調査ではですね、結果は7割の方が知っていると回答されておられます。ですが、利用したことがあると答えられた方は2%しかおられませんでした。

乗り合いタクシーを利用しない理由としましては、利用する必要がないが72%で、免許保有率、こちらが78%になっております。このパーセンテージと近い比率となっております。

ですが、先ほど7割と言いましたけれども、3割の方は乗り合いタクシーを知らないという結果でもあります。まだまだ周知が足りてないのかなとも考えているところでございます。

それから利用者減少の原因としましてはですね、もちろん人口減少はもちろんなんですけど、主な利用者である高齢者のうち、免許取得者の割合が多く、高齢となっても運転を続けられていることが原因の一つだとも考えているところでございます。

○議長（宇佐信行君） 10番。

○10番（前田文さん） 7割の方が知っているとことですが、内容を理解していらっしゃるかどうか、もしくは忘れていらっしゃるかなとか、また免許を持っていないと不便であるという考えも考えられると思います。

今から先、高齢化率も増え、交通弱者と言われる方々にとってとても大切な制度であると思いますので、もっとたくさんの方々に利用していただけるような周知の方法を含めて、いろんな角度からの見直しが必要だと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（宇佐信行君） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田 浩之君） それでは、お答えいたします。

先ほど議員が申されましたように、今後ますます進展する高齢化に伴い、自家用車から公共交通への移行は必至でございます。

前にもですね、ちょっと答弁して繰り返しのになりますが、令和5年7月に作成しました多良木町地域公共交通計画、この中で多良木町の公共交通の課題をですね、5つほどあげさせていただいております。これを少し読み上げさせていただければと思います。

まず1つ目、新たな乗降所設定による乗り合いタクシーの利用者の獲得。2つ目が、利用方法等見直しによる乗り合いタクシーの利便性向上。3つ目が、くま川鉄道利用者のアクセ

スに配慮した乗り合いタクシーの接続。4つ目が、産交バス路線廃止後の地域公共交通の見直し。5つ目が、さらなる乗り合いタクシー利用方法の周知。この5つを課題として掲げております。

これらの課題解決に向けてですね、多良木町地域公共交通会議において、このアンケート結果の調査の結果を踏まえて、住みなれた地域で生活し続けるために、町民の移動手段を維持し続けることができる公共交通を今後、目指してまいりたいと考えているところです。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、議員のおっしゃってることは、これからほんと非常に大事なことだと思います。

乗り合いタクシーなんですけど、利用されてる方のお話を聞いてみますとですね、やはり自宅から病院までとかですね、自宅からお店までとか、ドア to ドアでないというのがやはりちょっとなかなか利用しにくいということをおっしゃっていただきました。

多良木町に限らず人吉球磨全体でも、これからますます高齢化が進んでいきます。これは大体戦後生まれの私たち、21年、22年、23年、24年ぐらいの団塊の世代がですね、だいたい表舞台から撤退するていうか、これから大体15年ぐらいですかね、平均年齢からいけば、だいたい日本の平均寿命がだいたい80、男性が81歳で女性が87ですので平均が84歳ですから、平均寿命まで私も残り8年ぐらいしか残っておりませんので、高齢者の方々にですね、ご不便をおかけしないようにというのは、本当に町の仕事としては非常に大事なことだと思います。

昨日お話ししましたが、住んでおられる場所から店がなくなったり、それからお年寄りが買い物難民になってしまったりですね、そういうことがこれから増えることが予想されますので、町はできるだけインフラを町の中心に集めて、町から離れた場所に住んでおられるお年寄りの方々を将来的にはですね、ここ何年という話ではなくて将来的には町の中心近くに、例えばエレベーターのついた団地のような形でそこに住んでいただく、病院のそばとかですね、そういうところに住んでいただくような形の町づくりをしていかなければならないというふうには思っています。

これからもですね、移動手段がなくなれば利用したいということはアンケートでも言っておられますし、私も例えば認知症になった場合には、それはもう循環バスというか乗り合いバスを利用すると思いますので、今後は本当に乗り合いバスというのは非常に大事な移動手段だというふうに思いますので、あ、乗り合いタクシーですね。この乗り合いタクシーはもうずっと続けていくつもりです。

まずは乗り合いタクシーを利用していただいて、実際、移動の手段として今、皆さんがされているようにですね、例えばご親戚とか、友達とか、ご家族とか、近所のお知り合いの方々に同乗していくやり方を皆、今はされていると思うんですが、今は無理かもしれませんけど、いよいよとなればですね、その地区で安い中古車あたりを購入されて、共同で購入されて、隣保班とか気心の知れた方々はそういう友達同士で購入してそれをシェアするというやり方も、使い回しをするというやり方もできるというふうに思います。

そういうことをしなければならぬ時代がですね、もう近く来るかもしれませんので、いろいろご不便をおかけすると思いますがご理解いただいて、今は乗り合いバスをしっかりと利用していただくということをお願いをしたいというふうに思います。

地方に住むんだったら必ず車が要りますので、私も認知症になるまでですね、なるべく長く免許証は手放さずに持っておきたいと思いますが、乗り合いバスの議員さつきおっしゃってた乗り合いバスの周知についてはですね、担当課と再度周知するように、住民の皆さんに知っていただくようにしたいというふうに思っております。

○議長（宇佐信行君） 10番。

○10番（前田文さん） いろいろ考えていただいているとのことでしたが、課題の中に、産交バスも廃止されるとなると、乗り合いタクシーやタクシー助成事業はますます重要になってくるのではないかと思います。

乗り合いタクシーはですね、曜日、時間、制限がありますので、それをカバーするためにタクシー券と併用して上手く活用されるととても実用的だと思っております。

また、町のホームページには利用方法などを掲載されていません。今どき検索して出てこないなんてあり得ないなと思っております。

若い方々やご家族の方々が教えてあげることも一つの方法だと思いますので、ぜひ掲載していただきたいと思っております。町長、どうでしょうか。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） ネット検索というのはなかなかお年寄りの方は苦手なんですね。そこは何て言うんですかねやっぱ回覧ではなくてご家族が教えていただくのが1番いいんですけれどですね。それは掲載したいと思っております。

それを掲載してなるべく多くの方々に知ってもらおうというのは、これはもう役場の仕事ですので、そこはきちんと。それとやはりあの広報あたりで。

例えばデスクトップとか自宅に持っておられるお年寄りがいらっしゃったらですね、そこあたりも説明のしようがあるんですが、なかなかそういう方々は検索できるんですけど、できない人のほうがお年寄りは多いからですね。

若い方々がそれを見て、こうなってるよっていうことをおじいちゃん、おばあちゃんにお知らせをしていただくというのは大事なことだと思いますので、それはホームページに載せたいというふうに思います。

○議長（宇佐信行君） 10番。

○10番（前田 文さん） 町民の方々は、計画じゃなくて結果だと思いますので、課題解決を目指して政策を進めていただきたいと思っております。

初めてでしたので、これぐらいで私の質問を終わります。

○議長（宇佐信行君） これで、10番前田文議員の一般質問を終わります。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは、私のほうから提案理由のご説明をさせていただきますと思っております。

今回、議案第38号として追加議案をお願いいたしますのは、先日、11月29日に一般会計の総額が国において13兆1,900億円となります令和5年度補正予算が参議院本会議で可決成立をいたしております。この補正予算は、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、物価高騰対策、持続的賃上げ、所得向上と地方の成長、国内投資の促進、国民の安心安全の確保の五本柱で構成をされております。

この中に、住民税非課税世帯に7万円の給付という予算がありますので、この給付をなるべく早く住民の皆さん方のお手元にお届けできればと考えておりますので今回、一般会計補正予算としてご審議をお願いするものです。

詳細につきましては、総務課長のほうからご説明いたしますので、ご可決いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

日程第2 「議案第38号」 令和5年度多良木町一般会計補正予算（第5号）

○議長（宇佐信行君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第2、議案第38号、令和5年度多良木町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） それでは、議案第38号、令和5年度多良木町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明を申し上げます。

令和5年度多良木町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

まず歳入歳出予算の補正といたしまして第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,664万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億9,647万4,000円とするものでございます。

これから先は事項別明細書にてご説明申し上げます。10ページでございます。

まず歳入でございますが、款の14、項の2、目の1、節の1、総務費補助金で6,577万2,000円の増でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということでございますが、今回は国の算定によりまして、見込額の8割分が今回、交付限度額として通知がなされております。残りの部分につきましては、令和6年度に改めて交付されるという予定となっているようでございます。

次に款の19、項の1、目の1、節の1、繰越金でございますが、2,086万8,000円の増でございます。今回の一般財源として追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出です。款の2、項の1、目の22、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費、節の3、職員手当等で50万7,000円の増。職員4名分の超過勤務手当でございます。

節の10、需用費、この中で消耗品費が14万7,000円、印刷製本費が6万円の増です。

節の11、役務費、通信運搬費が40万8,000円、手数料が13万2,000円の増。

節の12、委託料といたしまして電算システム改修委託で138万6,000円の増でございます。いずれも今回の事業に係る事務費ということでございます。

節の18、負担金補助及び交付金で8,400万円の増。生活困窮者緊急生活支援金といたしまして、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり7万円を交付するものでございまして、1,200世帯分を今回、計上をさしていただいております。

末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくご説明申し上げます。

○議長（宇佐信行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、令和5年度多良木町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第3 多良木町議会議員の派遣について

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第3、多良木町議会議員の派遣についてを議題といたします。
お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第128条の規定によって、配付しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、その取扱いを議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合の取扱いは、議長に一任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

散会宣言

○議長（宇佐信行君） 令和5年度第6回多良木町議会（12月定例会議）を閉じます。

（午前11時39分散会）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員